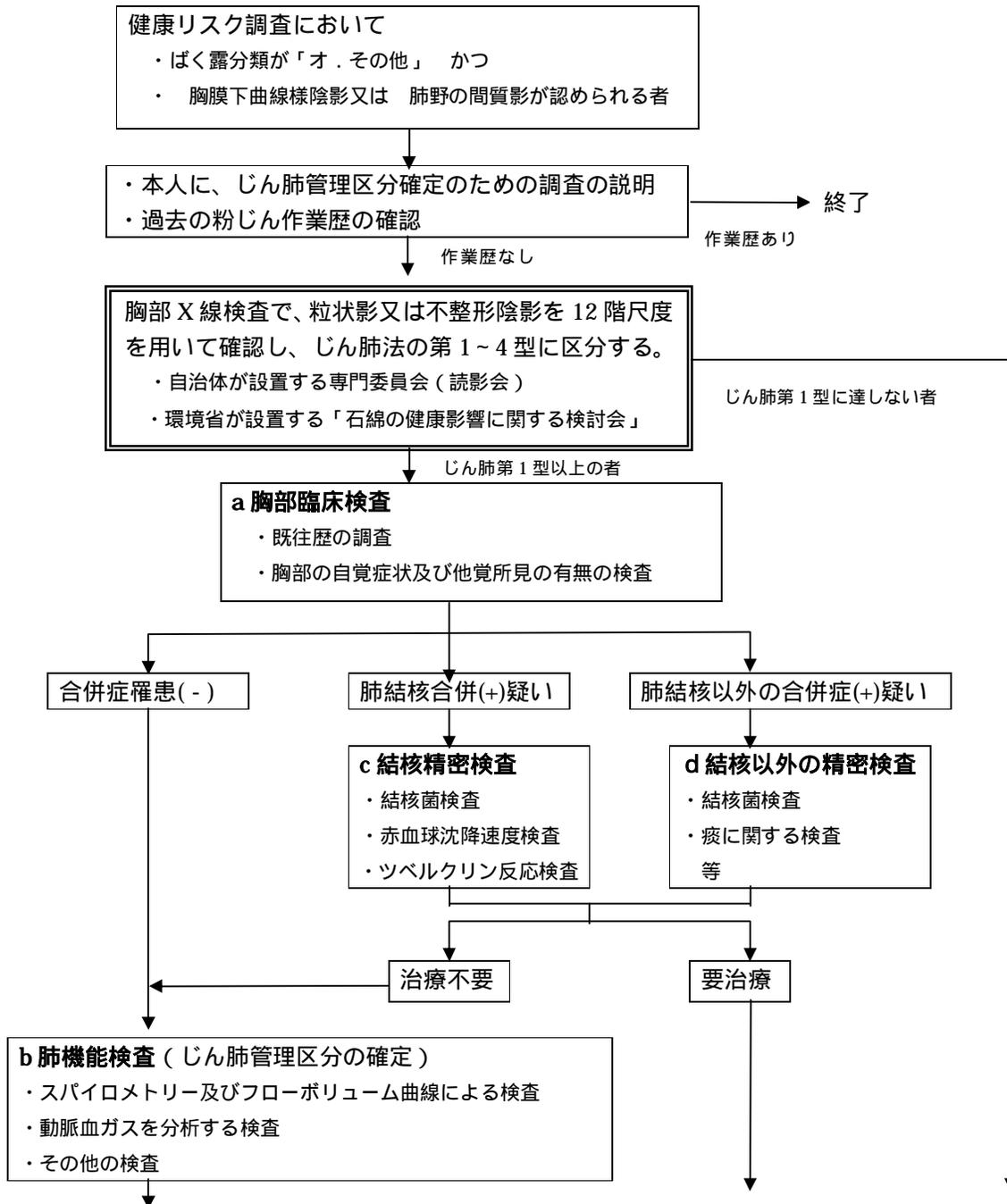


労働現場と関連しているばく露歴が確認できない者のうち、
肺線維化所見が見られる者に係る詳細調査スキーム（案）

健康リスク調査において、ばく露分類が「オ・その他」で 胸膜下曲線様陰影又は 肺野の間質影が認められる者については、一般環境を経由したばく露による石綿肺の可能性あることから、指定医療機関において、下記のスキームに従って、データを集積するための検査を行うものとする。



次の分類で整理する

- * じん肺管理区分1の者
- * じん肺管理区分2で合併症がある者
- * じん肺管理区分2で合併症がない者
- * じん肺管理区分3で合併症がある者
- * じん肺管理区分3で合併症がない者
- * じん肺管理区分4で合併症がある者
- * じん肺管理区分4で合併症がない者

各種検査の概要を下記に示す。なお、検査内容、判断については、じん肺法に基づく健康診断に準ずるものとする。

a. 胸部臨床検査

・既往歴の調査

問診により、次の疾患の既往歴の確認を行う。(肺結核、胸膜炎、気管支炎、気管支拡張症、気管支喘息、肺気腫、心臓疾患)

・自覚症状の調査

問診により、次の自覚症状の確認を行う。(呼吸困難、せきとたん、心悸亢進、その他の症状、喫煙歴の調査)

・他覚所見の調査

視診と聴診により、他覚所見の確認を行う。

上記検査により、(1)合併症罹患なし、(2)肺結核合併疑いあり、(3)肺結核以外の合併症疑いあり、に分類する。

b. 肺機能検査

・スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査

スパイロメトリーにより、%肺活量(%VC)及び1秒率(FEV_{1.0}%)を求め、フローボリューム曲線により、最大呼出速度(V₂₅)を求める。

・動脈血ガスを分析する検査

上記検査において、必要と判断された者に対して実施する。動脈血ガスを測定する検査を行い、動脈血酸素分圧(PaO₂)及び動脈血炭酸ガス分圧(PaCO₂)を測定し、これらの結果から肺泡気・動脈血酸素分圧較差(AaD_{O2})を求める。

・その他の検査

上記2種の検査においても、肺機能障害の度合いが判断できない場合、必要に応じて次の検査を実施する。(肺気量測定、呼吸抵抗測定、肺コンプライアンス測定、一酸化炭素拡散能力測定、クロージングボリューム測定、負荷試験(運動又は薬物)等)

c. 結核精密検査

・結核菌検査

たんや胃液又は喉頭粘液を用いて確認する。

・赤血球沈降速度検査

・ツベルクリン反応検査

d. 結核以外の精密検査

結核以外の下記疾病の罹患の疑いがある場合に実施する。

(1) 結核性胸膜炎

胸部 X 線検査で肋横角に変化を認め、自覚症状で胸痛や発熱等を認めた場合に実施。

・たん又は胸腔滲出液の菌検査

(2) 続発性気管支炎

自覚症状の調査で、「1 年のうち3 ヶ月以上毎日のようにせきとたんがある」と認められ、他所見からも罹患が疑われる場合に実施。

・たんについてその量、性状等の検査

(3) 続発性気管支拡張症

自覚症状の調査において、多量のたんの喀出が続き、時には血痰もある場合や、他覚所見の検査において、副雑音が聴取された場合等に実施。

・たんについてその量、性状等の検査

(4) 続発性気胸

胸部 X 線検査、その他の所見等で診断が確定できない場合に実施。

・側位又は斜位の胸部 X 線検査

(参考) じん肺法による区分

じん肺法により、胸部 X 線写真像の区分は次のように定義されている。

第 1 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの

第 2 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの

第 3 型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの

第 4 型 じん肺による大陰影があると認められるもの

じん肺法により、じん肺健康診断の結果に基づく区分は次のように定義されている。

管理 1 じん肺の所見がないと認められるもの

管理 2 X 線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

管理 3 イ X 線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

管理 3 ロ X 線写真の像が第 3 型又は第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

管理 4 (1) X 線写真の像が第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 を越えるものに限る。)と認められるもの

(2) X 線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型(大陰影の大きさが一側の肺野の 1/3 以下のものに限る。)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの